

「町内事業者事業継続支援金」を交付します。

令和2年7月1日(水)から 和寒町商工会で受付開始！

1 目的

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、特に経営に大きな影響を受けている町内の中小企業、個人事業主等を対象に、経営維持を支援するため助成金を交付します。

2 助成対象者

中小企業法に定める中小企業、小規模企業者、個人事業主であり、和寒町内で事業所・店舗を有し商工業者として自己の名をもって商行為を行うことを業とする事業者で、引き続き事業を継続していく意思のある者。

上記以外で店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者及び自宅兼事務所で事業を営む者も対象とします。

ただし、和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する緊急支援金の交付を受けた者を除きます。

3 交付要件等

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から令和2年8月までのいずれかの月の売上が、前年同月と比較して20%以上減少となった場合

開業後1年未満の場合は、令和2年2月までの任意の月と、令和2年3月から令和2年8月までいずれかの月の売上と比較して20%以上減少となった場合

4 助成金の額

減少が認められた交付対象者1件につき **20万円**

5 助成金の交付申請

要件を満たす事業者等は、令和2年9月30日までに、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、和寒町商工会を經由し、町長に申請してください。

- ①個人事業主の場合は身分証明書の写し
- ②本年及び前年決算書等営業実績が確認できる書類（確定申告書等）の写し
- ③振込先口座の情報が記載された振込依頼書

6 提出先

和寒町商工会（電話 32-2341）

7 お問い合わせ

役場産業振興課（電話 32-2423）又は商工会（電話 32-2341）
